

第10回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年4月26日(木)午後3時00分から午後4時18分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(23名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	香西	浩志
	2番	菅野	能稔
	4番	渡邊	ひろ子
	5番	井田	留吉
	6番	齊藤	一男
	7番	前川	厚司
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	10番	深松	俊英
	11番	蛭原	一治
	12番	石川	雅洋
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	15番	齊藤	正孝
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	18番	吉田	正宏
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範
	22番	松本	誠

4 欠席委員(1名) 3番 高野 英一

5 議事日程

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について

第2号 平成30年度十勝農業委員連合会通常総会について

第3号 平成30年度地区別農業委員会会長・事務局長会議について

第4号 農地所有適格法人報告書の受理について

第5号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

議案

- 第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号 現況証明について

- 6 事務局長 廣瀬 紀幸
忠類支局長 川瀬 康彦
農地振興係長 岩岡 夢貴
忠類支局農地振興係長 鈴木 亮二
農地振興係主査 菅原美栄子
農地振興係主任 南 敦朗

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第10回農業委員会総会を開催いたします。次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に19番中村委員、20番柵委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、3番高野委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。</p>
議長	<p>報告第1号に入ります前に、先月の第9回総会において蛭原委員からの農地中間管理事業に係るご質問がありました。これに対する回答を事務局からいたします。</p>
事務局長	<p>先月の第9回総会の議案第3号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画案の審議の際、蛭原委員から事業の内容についてのご質問があり、幕別町農業振興公社に確認しましたので、ご回答させていただきます。</p> <p>ご質問の内容は、農地の出し手から農地中間管理機構、北海道農業公社への貸付期間は10年以上ですが、機構から農地の受け手に対する貸付期間は10年以内、例えば3年・5年でもいいのかという内容であったと思います。</p> <p>まず結論から申し上げますと、制度上10年以内の設定は可能です。</p> <p>しかしながら、北海道農業公社としましては、現在は「できるだけ長く借りてほしい」ということから、道公社から受け手に対する貸付期間も、道公社の借受期間と同じ年数、10年で設定されているということでもあります。以上です。</p>
議長	<p>ただ今事務局から回答がありました。蛭原委員よろしいですか。皆さんから、ご質問等ありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>

発言がないようですので、次の議題に入ります。

議長

次に、報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。

事務局長

報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、次のとおり報告いたします。

幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び幕別町農業委員会規則第5条第1項第2号の規定により、次のとおり専決処分したので報告いたします。異動の内容につきましては、平成30年4月1日付けの人事異動でございます。

農業委員会農地振興係長、広田瑞恵が企画総務部総務課総務係長へ、忠類支局農地振興係長、伊藤憲彦が企画総務部政策推進課副主幹へ、農地振興係、折笠亜衣が忠類総合支所地域振興課住民生活係兼地域振興係へ配属となっております。

後任といたしまして、農業委員会農地振興係長に、経済部農林課林務係長の岩岡夢貴が、忠類支局農地振興係長に、併任として、忠類総合支所経済建設課産業振興係長の鈴木亮二が、農地振興係に、忠類総合支所地域振興課住民生活係兼地域振興係の菅原美栄子が、忠類支局農地振興係に併任として、忠類総合支所経済建設課産業振興係兼牧場係の勝野真悟が配属となっております。

以上、報告の内容と説明とさせていただきます。

議長

ただ今、事務局から4月1日付けの人事異動について報告がありました。ここで職員の紹介をいたします。事務局お願いします。

事務局長

それでは、新たに着任いたしました職員を紹介させていただきます。最初に本局のほうから紹介させていただきます。農地振興係 岩岡係長です。

岩岡

4月1日付で農林課林務係から農業振興係長に異動することとなりました岩岡夢貴と申します。農地の件に関しましては昔農業振興公社の方でお世話になったのですが、新たに農地法ということで、新しい法律の中でまた一つひとつ学びながら皆様と頑張っていきたいと思っておりますので、皆様よろしく願いいたします。

事務局長

次に、農地振興係 菅原主査です。

菅原

忠類総合支所地域振興課から異動し農地振興係を務めさせていただくことになりました菅原美栄子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

支局長

次に忠類支局でございます。併任でございますが、農地振興係長 鈴木、今日この場に来ておりませんが、農地振興係に勝野がいます。まず鈴木係長の方から挨拶をさせていただきます。

鈴木

この度の人事異動で忠類支局の農地振興係に併任となりました鈴木亮二と申します。昨年の4月に忠類の方に異動になったばかりだったのですけれども、今年の4月も人事がありまして、農地振興係に併任ということでこちらにきております。経済建設課は何かと外勤が多いところなのですけれども、皆様方に

事務局長	<p>何かとご不便おかけする場面もあると思いますが、頑張っていきたいと思しますのでどうぞよろしく願いいたします。</p> <p>以上で紹介の方を終わらせていただきます。今後ともよろしく願います。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「平成30年度十勝農業委員会連合会通常総会について」を議題といたします。</p> <p>私の方から報告させていただきます。報告第2号資料をご覧ください。去る4月20日に帯広市役所において、平成30年度十勝農業委員会連合会通常総会が開催され、私が出席いたしました。</p> <p>議案審議では、報告第1号「平成29年度事業報告」から議案第5号「平成30年度全国農業委員会会長大会等（案）について」までの報告3件、議案5件の全てが承認・決定されました。</p> <p>平成30年度の十勝農業委員会連合会に対する負担金についてであります。本町は耕地面積割、経営体割合わせて、前年度と同額の261,000円となっております。</p> <p>議案第3号の十勝農業委員会連合会の重点要請につきましては、この要請文を持って、5月30日に開催されます全国農業委員会会長大会に併せまして、同日に北海道選出国會議員へ要請活動を行うものであります。詳しくは、後ほど総会議案をご覧くださいと思います。以上で報告とさせていただきます。</p>
議長	<p>報告第2号について、何かご質問等ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第3号「平成30年度地区別農業委員会会長・事務局長会議について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。</p>
事務局長	<p>「平成30年度地区別農業委員会会長・事務局長会議」について報告いたします。報告第3号資料をご覧ください。</p> <p>さる4月20日に帯広市役所において、北海道農業会議主催による地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催され、谷内会長と私が出席いたしました。資料をご覧ください。</p> <p>1枚めくっていただき、左側のページ「平成31年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要望に向けた検討について」でございますが、先ほどの会長からの報告の中でも触れられていましたが、北海道農業会議では毎年5月に開催されます全国農業委員会会長大会に合わせて、北海道選出の国會議員に対し要請活動を行っております。要請に当たって、各地方農業委員会連合会における検討を踏まえ、北海道農業会議で修正後、内容を決定し、要請行動を行うものであります。要望原案は右側の2ページと記載のページから16ページまで、大きく6項目について記載されておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ます。また、要請活動につきましては先ほど会長からの報告にありましたとおり、要請原案の次の28ページと記載のページに記載されております。</p>

次に、口頭での説明となりますが、まず「農業者年金の加入促進について」は、今後においても「制度について知らなかった」と言われたいないように、加入促進にご協力願いたいとのことであります。

また、「情報提供活動の取組と全国農業新聞普及推進について」ということで、引き続き全国農業新聞の普及拡大をお願いしたいとのことであります。

次に、資料の56ページから58ページと記載された3ページは、本年度の道農業会議主催研修会・会議のスケジュールを記載しておりますので後ほどご覧いただきたいと思っております。

最後に、資料の後ろから1枚目、2枚目をご覧ください。73ページから75ページと記載された3ページに、農地法・農業経営基盤強化促進法の一部改正案の概要がございます。改正案は、すでに衆議院を通過しておりますので、おおむねこの内容のままとなるであろうとの説明でありました。

農地法では大きく2点についてであります。1点目は、相続未登記の農地について相続人の過半が判明していない場合、農業委員会が探索・公示し、一定の要件を満たせば農地中間管理機構へ利用権が設定できるという内容でございます。75ページにフロー図がありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。なお規則などは、これから国において作成されるということで、詳細については今後示されるということであります。

2点目は、74ページ下段に記載されておりますように農業用ハウスなどを農地に設置するに当たり、内部が全面コンクリート張りとなっても、農地転用に該当しない。農地として取り扱うというものであります。こちらも、規則などはこれから示されるということでありますので、北海道農業会議としても情報が得られたら、随時お知らせしていきたいということであります。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

議長

報告第3号について、説明申し上げました。何かご質問等ございませんか。

(発言なし)

議長

発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長

次に、報告第4号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第4号の説明をいたします。

事務局

農地所有適格法人報告書について、XXXXXXXXXXほか4法人から提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長

報告第4号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第4号については、報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第5号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議

	<p>題といたします。事務局から報告第5号1番から10番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書2ページから4ページの10件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第5号1番から10番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第5号1番から10番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第1号1番から6番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第1号1番から6番について議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから3ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。</p>
20番	<p>これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第1号1番から6番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号7番から10番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第1号7番から10番について議案書をもとに朗読】</p>

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書4ページから5ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします

18番 これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号7番から10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって議案第1号7番から10番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第1号11番、12番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号11番、12番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書6ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

23番 これらの案件は、今月19日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号11番、12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって議案第1号11番、12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第1号13番から16番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号13番から16番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書7ページから8ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

15番 これらの案件は、今月19日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号13番から16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって議案第1号13番から16番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第1号17番から20番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号17番から20番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書9ページから10ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

8番 これらの案件は、今月19日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号17番から20番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって議案第1号17番から20番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第1号21番、22番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号21番、22番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書11ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

17番

これらの案件は、今月18日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号21番、22番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって議案第1号21番、22番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第1号23番から28番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号23番から28番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書12ページから14ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

6 番

これらの案件は、今月 20 日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主はいずれも新規就農者ですが、青年等就農計画の認定を受けており、今回の利用権の設定については問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 23 番から 28 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって議案第 1 号 23 番から 28 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第 1 号 29 番について事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第 1 号 29 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます。別添調査書 15 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22 番

この案件は、平成 27 年 1 月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 29 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって議案第 1 号 29 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第1号30番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号30番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書15ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

17番

この案件は、平成27年8月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号30番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって議案第1号30番は原案のとおり可決されました。ここで3時55分まで休憩といたします。

議長

休憩を解き再開いたします。最初に調査書の方で誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思っております。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条調査書の15ページに訂正がございます。15ページ議案第1号30番、段で言うと下から2段目、農作業常時従事のところなのですが、「借主は農地所有適格法人であるため、適用なし」となっているのですが、こちらは所有権移転のため正しくは「譲受人は農地所有適格法人であるため、適用なし」です。申し訳ありませんでした。

議長

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第2号1番につきましては、菅野委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(2番 菅野委員退席)

それでは、議案第2号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添農地法3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

4番

この案件は、契約期間の満了に伴う権利の再設定ですので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって議案第2号1番は原案のとおり可決されました。

(2番 菅野委員着席)

議長

次に、議案第2号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

賃借権にうつります。

【議案第2号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添、調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22番

この案件は、今月17日に石川委員、澤邊委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号2番について、原案の

とおりに決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって議案第2号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号3番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添、調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

15番

この案件は、今月17日に石川委員、澤邊委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって議案第2号3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号4番、5番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号4番、5番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添、調査書4ページ～5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

18番

この案件は、今月17日に石川委員、澤邊委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号4番、5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって議案第2号4番、5番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号6番、7番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号6番、7番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添、調査書6ページから7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

17番

この案件は、今月17日に石川委員、澤邊委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号6番、7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって議案第2号6番、7番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号8番について事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第2号8番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添、調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

18 番

ちなみに譲受人は [REDACTED] でございます。この案件は、今月 17 日に石川委員、澤邊委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 8 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって議案第 2 号 8 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第 2 号 9 番について事務局から説明をいたします。

事務局

この案件につきましては、譲渡人が構成員である [REDACTED] に賃貸借している土地を、同法人の構成員である譲受人に贈与するものであります。

通常であれば、合意解約の手続きや、譲受人が全部効率要件など、農地法第 3 条第 2 項の要件を満たす必要がありますが、権利の移動後も同じ法人が使う場合、前述の要件を満たさなくても、直接、法人の構成員間で所有権移転ができることが農地法関係事務処理基準で規定されております。

【議案第 2 号 9 番について議案書をもとに朗読】

なお、経営内容及び、別添調査書 9 ページの事項については [REDACTED] のものを記載しております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、要件を満たすと考えております。よろしく申し上げます。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

5 番

この案件は、所有権移転後も農地を耕作する法人は同一ですので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 9 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	<p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって議案第2号9番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	次に、議案第3号「現況証明について」を議題といたします。議案第3号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	<p>【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
22番	この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に石川委員、澤邊委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	議案は以上であります。これをもちまして、第10回農業委員会総会を閉会します。
事務局	ご起立願います。ご苦労様でした。